

平成28年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年9月20日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三 町民課長 斉藤明美 企画課長 遠山一郎
教育次長 市川正彦 建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行
観光商工課長 市川清美 会計管理者 小平春幸
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明
代表監査委員 寺島秀勝

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和 書記 伊藤百合子

散会 午後4時22分

議長（土屋春江君） 皆さん、こんにちは。

議員、理事者、代表監査委員また関係職員には、19日間の長きにわたる本定例会の会期期間中、大変お疲れ様でございました。

本日、審議最終日となりますが、最後まで慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

これから、9月20日、本日の会議を開きます。

報告します。本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラからの取材撮影、また信濃毎日新聞社の取材を許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第61号～日程第25 請願第4号

議長（土屋春江君） 日程第1 議案第61号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第25 請願第4号 蓼科高校における35人以下学級の実現を求める意見書を県知事に提出するよう求める請願までの25件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件については、各常任委員会及び決算特別委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。榎本真弓総務経済常任委員長。登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） はい、議長。榎本です。

ただいまより総務経済常任委員会に付託されました審査報告を申し上げます。付託案件は、審査経過にて申し上げます。

審査経過。

本委員会は、9月6日に付託された標記案件を審査するため、9月12日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第61号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について。

外国との相互主義に基づく二重課税の排除に係る措置の創設に伴い、特例により免除されていた利子所得及び配当所得に対して分離課税することとなったとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第62号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。町税条例の改正により、分離課税されることとなった利子所得及び配当所得の額を

国民健康保険税の所得割額及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとなったとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第66号 平成28年度立科町一般会計補正予算(第3号)について。

歳入全款

歳出のうち、1款議会費、2款総務費(戸籍住民基本台帳費を除く)、5款農林水産業費、6款商工費、8款消防費、12款予備費。

歳入について、10款地方交付税では、国の地方財政計画に基づき算定を行ったことに伴う補正との説明を受けました。

歳出について、2款総務費のうち総務管理費の一般管理経費では、セキュリティポリシー改定とストレスチェックの委託料の補正、財産管理費では、立科小学校の建てかえに備えるための教育施設整備基金への積み立てによる補正、企画費では、町を一元的にPRするために銀座NAGANOで開催するイベントの経費、地域おこし協力隊の募集のための広告費、移住定住促進事業新築住宅補助金の補正、町税費では、企業版ふるさと納税の創設に伴う申告書の変更及びシステムの改修による補正との説明を受けました。

5款農林水産業費の土地改良費では、地域ため池総合整備事業計画の変更計画作成業務委託の補正との説明を受けました。

6款商工費では、軽トラダンプの更新経費、観光連盟補助金は、訪日外国人集客の観光地づくりとしてシリーズの講演会を計画している経費、また、道の駅登録に必要な基本構想策定業務及び施設整備設計委託料、電気自動車急速充電器1基を蓼科牧場大駐車場に設置するための経費、蓼科第二牧場内にクロスカントリーコースの実施設計のための現地測量経費との説明を受けました。

8款消防費では、消火栓の更新、防犯灯の新設等による補正との説明を受けました。

12款予備費では、今後の補正予算や緊急支出の財源に備えた補正との説明を受けました。

委員会審査では、6款商工費について、観光地づくりの重要性は理解するものの、現段階においては白樺高原エリアの全体構想が明確でない中で、財源の使い方、計画の必要性、町民益に沿ったものかどうか、年間の維持管理費や費用対効果において新規投資に疑問があることから、さらなる慎重な検討を望み、予算の一部を減額する修正を加え、賛成多数で修正可決しました。

(4) 議案第74号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算(第2号)について。

白樺高原国際スキー場の誘客を図るため、民間事業者による幼児向けスキースクールに合わせて、専用グレンデを開設し、動く歩道1基を設置する補正との説明を受けました。しかしながら、スキー場の収益にどの程度つながるかは疑問であり、冬季だけの使用で夏のシーズンには撤去する経費がかかることなど、通年利用も視野に入れ

た全体構想の検討がまず必要であるとして、予算の一部を減額する修正を加え、賛成多数で修正可決しました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長（土屋春江君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

次に、森本信明社会文教建設常任委員長。登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） 8番、森本です。

立科町議会社会文教建設常任委員会審査報告をいたします。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

本委員会は、平成28年9月6日に付託された標記案件を審査するため、平成28年9月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりであります。

（1）議案第63号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について。

原案、全会一致で可決しました。

（2）議案第64号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

小規模保育事業所、保育所型事業所内保育事業所等の職員配置に係る特例の追加及び避難段階の規定の改正による条例の一部改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第65号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

放課後児童クラブ支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭免許保有者が追加されたことによる条例の一部改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第66号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第3号）について。

歳出のうち、2款総務費（のうち戸籍住民基本台帳費）、3款民生費、4款衛生費、7款土木費、9款教育費

2款総務費（のうち戸籍住民基本台帳費）について、3項戸籍住民基本台帳費では、委託料でコンビニ交付事業に係る本籍証明発行機能追加による増額補正が主なものの説明を受けました。

3款民生費について、1項社会福祉費では、臨時福祉給付事業に係る臨時職員賃金が主なものであるとの説明を受けました。

2 項児童福祉費では、保育園未満児用手洗い場設置工事に係る設計監理業務委託料との説明を受けました。

3 項高齢者福祉費では、社会保障・税番号システムの整備に伴う特別会計への繰入金であるとの説明を受けました。

4 款衛生費について、1 項保健衛生では、特殊勤務手当で一般廃棄物収集運搬手数料の滞納整理手当の増額補正であるとの説明を受けました。

7 款土木費について、道路新設改良舗装費では、白樺湖ジョギングロード工事に係る消火栓移転負担金の増及び交通安全施設整備では、危険箇所へ設置するガードレール設置工事費の増が主なものとの説明を受けました。

9 款教育費について、教育総務費では、寄附金による蓼科高校育成会への補助金の増、小学校費では、図書管理システム更新費用、中学校費では、図書管理システム更新とアレルギー対策に係る調理器具の購入、社会教育費では、町指定文化財天然記念物の神代杉の枝を保護するための支柱設置の工事請負費、社会体育費では、冬季スポーツ大会を綱引きから「ふらばーのバレー」への競技種目の変更のための周知の委託料と、テニスコートの照明コイントイマーの修繕費、施設管理経費では、風の子広場遊具の「竜の首」のロープ型ジャングルジムの修繕費が主なものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第67号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第68号 平成28年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第69号 平成28年度立科町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第70号 平成28年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第71号 平成28年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第72号 平成28年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第73号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算(第2号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(12) 請願第4号 蓼科高校における35人以下学級の実現を求める意見書を県知事に提出するよう求める請願。

原案を全会一致で採択しました。

審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上であります。

議長（土屋春江君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森本信明決算特別委員長。登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） はい議長。8番、森本です。

立科町議会決算特別委員会審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

本委員会は、平成28年9月6日に付託された標記案件について、平成28年9月13日及び9月14日に委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

(1) 議案第75号 平成27年度立科町水道事業会計未処分利益余剰金の処分について。

平成27年度の純利益である当年度利益余剰金は、積立金に積み立て、平成26年度からの会計基準変更に伴う移行処理により発生した現金を伴わない前年度繰越利益余剰金は、資本金へ組み入れをすとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 認定第3号 平成27年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入については、町税において滞納者の実数及び状況と不納欠損の内容等の説明を受け、公平の原則から、より一層の徴収努力を求めました。

また、各款、項、目について、収入未済額等、詳細な説明を受けました。

歳出については、支出した事業等の具体的な内容を求め、将来の見通しを持って、事務事業の事業効果の検証・分析を生かした事業の推進に努めることを要望し、賛成多数で原案を認定しました。

(3) 認定第4号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入では保険料の収入状況の説明を受け、歳出では保険給付費でジェネリック医薬品の推進状況について説明を受け、原案を賛成多数で認定しました。

(4) 認定第5号 平成27年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

原案を賛成多数で認定しました。

(5) 認定第6号 平成27年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入では保険料の収入状況の説明を受け、歳出では通所型介護予防事業の委託内容及び利用実績について説明を受け、原案を賛成多数で認定しました。

(6) 認定第7号 平成27年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定について。

未収金の状況について説明を受け、原案を全会一致で認定しました。

(7) 認定第8号 平成27年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

使用料の徴収状況、浄化槽の設置状況等の説明を受け、原案を賛成多数で認定しました。

(8) 認定第9号 平成27年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

未収金の状況について説明を受け、原案を全会一致で認定しました。

(9) 認定第10号 平成27年度立科町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

収益及び費用の状況、業務量などの説明を受け、原案を賛成多数で認定しました。

(10) 認定第11号 平成27年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について。索道事業の状況等の説明及び新たに取り組んだ新企画の実績等の説明を受け、事業分析と検証を十分行い、事業推進に努めるよう要望し、原案を全会一致で認定しました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上であります。

議長（土屋春江君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は2時からです。

（午後1時57分 休憩）

（午後2時07分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、議案第66号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第3号）については、総

務経済常任委員会から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。榎本真弓総務経済常任委員会。登壇の上、説明願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 榎本です。

総務経済常任委員会より、修正動議をいたします。

議案第66号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案は、趣旨説明をいたします。

観光地づくりの重要性は理解するものの、現段階においては全体構想が明確でない中で、財源の使い方、計画の必要性、町民益に沿ったものかどうか、年間の維持管理費や費用対効果において、新規投資に疑問があるとの委員の意見が主でした。さらなる慎重な検討を望む、よって、予算の一部を減額する修正案を提出いたします。

現地調査を行い、この委員会の案になりました。

お手元の1ページをおめくりください。

議案第66号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案。

議案第66号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正する。第1条中、「2億4,013万2,000円」を「2億3,703万2,000円」に、「47億5,980万4,000円」を「47億5,670万4,000円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

お手元に配付の修正に関する説明書をご覧ください。

次に、議案第74号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）に対する修正動議を提出します。

上記の動議を、地方自治法115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

趣旨説明

索道事業特別会計においては、スキー場の収益にどの程度つながるかは疑問であり、冬季だけの使用で、夏のシーズンには撤去する経費がかかることなど、索道事業の通年利用を視野に入れた全体構想の検討がまず必要である。よって、予算の一部を減額する。

次のページをおめくりください。

議案第74号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）に対する修正案。

議案第74号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。第3条中、「9,051万6,000円」を「8,574万円」に、「8,381万円」を「7,938万8,000円」に改めます。

お手元に配付の修正案の説明書をご覧ください。

説明は以上です。

議長（土屋春江君） ただいま議案第66号、議案第74号の修正案が出されております。これに対して質疑をいたします。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案または修正案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。4番、村田桂子君。登壇の上、発言を願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） まず最初に、議案第66号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第3号）について反対の討論をいたします。

補正予算ですので、学校の給食費の中のアレルギー対策など評価するものもたくさんありますが、反対の部分だけ討論いたします。

反対の理由は、社会保障・税番号システム整備に係って、各分野への具体化の財政措置600万を超える予算が充てられます。これを行うということであります。

今回の具体化する事業は、総務でマイナンバーシステムの総合テストや町民課では通知カード、マイナンバーカードの発行や管理、住民基本台帳、障害者、児童福祉、予防事業での対応があります。そして、マイナンバーカード使用を前提としたコンビニ交付での導入も予算化されています。住民の暮らしや福祉にかかわるさまざまな情報が番号によって統一され、国に管理されることとなります。

情報が一元化されれば、カードの不正利用やハッキングなどの事故でも大きな被害となります。住民基本台帳システムの導入に際して、莫大な経費の割には、住民にとってのメリットがないということを挙げて反対をしましたが、その二の舞になるだけでなく、被害はさらに大きくなることが予想されます。

他に、商工観光費で積極的な提案が幾つかありましたが、議論が不十分なものであり、そこについては差し戻したいと考えます。

以上、マイナンバーカード制度の具体化が盛り込まれているということを指摘して、補正予算については反対討論といたします。

次に、昨年度の一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論いたします。全ての会計について討論いたしますので、少し長くなりますがご了承ください。

昨年度は、安倍内閣によるあらゆる分野での改悪、後退、負担増、そして平和を脅かす安全保障制度の方向転換が行われました。

すなわち消費税の8%への値上げ、介護保険制度の一層の改悪、派遣などの非正規雇用の固定化、TPPへの参加をめぐる交渉、そして何よりも憲法を踏みにじって、海外での武力行使ができるよう歯止めを外した安全保障法制の強行可決があり、社会

が騒然として、まさに社会の大きな転換点をめぐって政府と国民とが対峙する一年でした。

今や若者の3人に2人が非正規雇用、子供たちの6人に1人が貧困家庭、一人親も2人の1人以上が相対的貧困、年金の相次ぐ引き下げによる高齢者の貧困など、庶民にとっては貧困と格差が拡大し、固定化されつつある状況が広まりました。だからこそ、政府の国民への負担増と対峙して、住民の暮らしを守れ、平和を守れの運動が連帯する動きも大きく広がった一年でありました。

こんな社会だからこそ、住民の命と暮らしに直結する町政が住民の暮らしを守る大きな防波堤の役割を果たさなければなりません。その責任は重大であります。その立場で、昨年度の調整はどうであったのか審査に臨みました。

歳入の町税においては、調定額の8.6%、9,000万円を超える町税が未収、未納となりました。主として町民税で1,900万、固定資産税で約7,000万、軽自動車で約137万円の未納です。また、保育料など町民の負担金でも126万円の未納がありました。

過去5年間の収入未済、未納の状況は明らかにはなりませんでしたでしたが、この間の景気の低迷、雇用状況の悪化などが背景にあると考えます。固定資産では、山の観光施設など既に倒産した企業の不納欠損処分が行われました。滞納繰越分も大きく、観光産業の低迷を反映するものとなりました。

歳出では、まず戸籍住民基本台帳事業が基本的に終了しました。昨年12月をもって、新たなカード発行を停止しました。昨年度の新たな住基カード発行はわずか5件、平成23年より開始されて、これまでわずか174件の交付申請です。

今後、マイナンバーカードに移行することとなります。これまでに住民基本台帳制度を運用するために使われた税金の全体像は明らかにはなりませんでしたでしたが、平成27年度に係っては、2,077万円余が支出されました。メリットの少ない壮大な無駄遣いではなかったでしょうか、指摘しておきます。

また、27年度はマイナンバー制度導入に対する準備が始まりました。例規集整備194万、電算委託料で500万円超え、町税事務で540万円など、総額3,158万円、3,000万円を超える額が支出されました。国の補助があったとしても、1,400万円余の町の持ち出しであります。町民にとっては、危険性があるだけでメリットは少ない、税の無駄遣いであることを指摘しておきます。

2点目としては、選挙の際の投票所の設置について、100人未満の集落の投票所は基本的になくすという方針で、27年度は中尾、美上下が、28年度は上原集落でなくなりまして、近くの集落までバスで送る措置がとられました。

投票行動は民主主義の基本です。高齢化の進む当町において、投票所がなくなるといことは、投票へ参加する権利が侵害されることと結びつく問題です。民主主義の問題として、集落ごとに設置されることを求めます。

また、人権政策に係って、部落解放同盟や開放子ども会に特化した補助金交付はや

めるべきです。貧困対策や学習支援は一般的な施策展開に転換することを求めます。

福祉では、医療へのアクセスに問題があることを指摘したいと思います。難病患者の皆さんには、交通費として1キロ当たり20円の補助がされていますが、足りません。特に病院への足の確保は個人任せではなく、行政が責任を持って確保していかなければならないと考えます。人工透析の方や高齢者、障害をお持ちの方たちが病院に行きやすくする対策が不十分です。

子育て支援では、保育士で正規職員の数が全体の4分の1であり、臨時職員が大半を占めるという実態は大問題です。子供たちの発達を保障するためにも、安定した仕事ができ、また、保育園運営の全体にかかわれる保育士の正規登用をすべきです。

産業振興では、農業での遊休荒廃地の解消や、商業におけるプレミアム商品券発行で一定の前進がありました。直接支払交付金が半額にカットされるなど一段と経営が厳しくなりました。さらに国がTPP導入などで、農業など危機的状況をさらに追い詰める危険性があります。TPP批准反対の運動をさらに高めるとともに、産業振興に一層の手だてを講じていかなければならないと考えます。

以上、一般会計についての反対討論といたします。

次に、国民健康保険について反対討論をします。

歳入において、27年度は国保税が7.76%の値上げを行いました。このあおりを受けて、納められない未納の額が2,200万円余もあります。不納欠損で会計から落とした金額が230万円と前年の約70万円の4倍にもなるほどになりました。

やはり住民の納めた税金は、まず命と健康に直結する、保険料を安くする、払える保険料に設定することが大事です。所得階層ごとの未納状況、納められない状況は報告されませんでした。決算なので全体がわかる資料をつくって提出すべきです。

また、国民健康保険事業と保険料、保険税の徴収する担当が違うため、住民の暮らしの状況がわからないくらいがあると思います。失業や病気など、さまざまな理由があって保険料が払えず未納になっている状況もあります。

担当課として町民の暮らしの実態をつかむこと、また、場合によっては生活保護に繋げるなどの行政的な措置が必要です。その連携が少し希薄ではなかったかと思えます。福祉を担う課として、こうした面からの努力を求めます。

また、保健師、栄養士など臨時職員の賃金が支出されましたが、本来はこうした方たちは正規の職員化が必要です。住民の健康に直接かわる職種だからです。

次に、認定第5号 後期高齢医療特別会計の認定について反対します。

保険料は2年ごとの改定となり、そのたびに上がっています。27年度も未納額は80万円を超えており、納めない人がいます。年金月額1.5万円の人などは、9割軽減という保険料を安くする特例措置を受けている人が54人もいらっしゃいます。来年度は低所得者向けの特例措置がなくなることから、2倍から10倍の保険料になります。一層の負担増ですが、その対策はありません。

そもそもこの制度は、75歳以上の高齢者をそれまでの医療制度から抜いて、75歳以上の高齢者だけを抜き出して保険制度をつくろうという大変無謀な、また見通しのない保険制度です。高齢化で病気が出やすい方たちを集めて保険制度をつくり、県単位の広域で運営していることから、その実態は明らかにならない仕組みです。

町は保険料の徴収だけが仕事のようになっていますが、保険料が高齢者の生活の実態からして、負担が重いものになっていないか、保険証がもらえない人がいないのかどうか、医療から排除されている人がいないかどうか、その実態はわかりません。早晩、破綻するのではないのでしょうか、反対します。

次、第76号 介護保険制度です。

昨年度は第6期の介護保険制度が始まった年です。保険料が月額平均5,058円から5,450円へと7.7%の値上がりでした。収入未済額、納められない金額も530万円に及びました。年金からの天引きが通常であることを考えると、多くの方が納められない実態が見てとれます。

また、介護保険事業のサービスの量、ボリュームがどのように推移したかの実態の報告がありませんでした。決算なので、前年と比べて、どの事業がどれほど伸びたのかわかる資料を用意すべきです。来年から、要支援の方たちは町の総合事業に移行することとなりますが、負担金上がるのではないか、サービスが受けづらくなるのではないか、こうした住民の不安を解消するよう万全の体制を要求します。

次、下水道事業特別会計について反対討論します。

下水道使用料で500万円の未納、収入未済が生まれました。下水道料金は水道料との一括徴収で、徴収に係るコストはかかりません。しかも、徴収率は27年度では99.24%と大変高い徴収率です。

不安定雇用の若者、高齢者、障害者、一人親など、低所得者の方へ料金を軽減する制度が設けられていません。早急な設置を要求して、反対といたします。

次、水道事業会計について反対討論します。

水道料金の収納率は97.28%です。決算では3,000万円を超える黒字となっています。未納額は約650万円です。不安定雇用の若者、高齢者、障害者、一人親など低所得の方へ料金を軽減する制度が設けられていません。水道は命の水で大変重要なものです。

福祉的な対応措置が講じられていないことを指摘して、反対討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで反対討論を終わります。

次に、原案または修正案に賛成者の発言を許します。2番、森澤文王君。登壇の上、願います。

〈2番 森澤 文王君 登壇〉

2番（森澤文王君） 2番、森澤。

賛成の立場での討論いたします。

まず、議案第66号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の立場で討論いたします。

6款商工費について、初めに、蓼科第二牧場陸上用クロスカントリーコース現地測量90万7,200円ですが、この予算が出てくることは不思議ではないということがあります。

今年の3月議会において、同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件がありました。このときは、第2次変更として、2事業の追加を行うことを議会で同意いたしました。

これにより計画が県へ提出され、県から国へ提出されるのですが、この3月の追加事業が白樺湖周遊ジョギングロードの整備であり、白樺高原の公共トイレの改修などでありました。これらに関しては、既に予算を認めております。

このときの資料、総合整備計画書の最初の項目として、蓼科牧場整備事業、白樺高原を観光資源として蓼科第二牧場を中心とする土地の有効利用により、健康とスポーツの振興としてグラウンドの改修事業等を展開し、施設整備の充実を図り、魅力ある観光地づくりを行い、集客増による地域産業の活性化を図りますとあります。

この整備事業の計画が策定されたのが平成26年3月、第1次変更が平成27年3月、第2次変更がこの今年の3月だったのですが、蓼科牧場整備計画は策定のと時からあったそうですから、景観が変わることもスポーツ施設をつくることもわかっていたわけですので、今回、第二牧場内にクロスカントリーコースの予算が上がってくるというのは不思議ではないと私は考えます。

総合整備計画は平成26年度から平成28年度までの3年間のものですので、今年度の予算に盛り込むには、ここで測量しておかないと間に合いません。

この総合整備計画の中で、蓼科牧場の整備計画には1億円までの予算を辺地債で行うとしてありまして、今回のクロスカントリーコースの事業費は辺地債を100%使うとしていますが、交付税算入率が80%になるということですから、仮に1億円の事業になっても町は2,000万円の予算で済むというものです。今回は5,000万円規模を想定しているそうですから、町が使うのは1,000万円ぐらいということが言えます。

そして、クロスカントリーコースのよしあしについてですが、立科町、茅野市の広域で行われている白樺湖活性化協議会にて、平成27年3月に意見交換会があり、合宿で白樺高原を使っている大学の監督たちから、クロスカントリーコースがあるとよい、ロードトレーニングとクロスカントリートレーニングはセットである、など要望が多く上がっています。茅野市も検討し、立科町も検討した中で、立科町では平成26年度から議会の同意を得ている蓼科牧場整備事業がありますので、それに合わせて計画したのと考えてよいでしょう。

スポーツ合宿の聖地、菅平高原ではラグビーの合宿がたくさん行われていますが、何年か前から、宿泊事業者さんはお宅のグラウンドを人工芝にしていただけませんか、合宿に来ていた大学の監督に言われるということがあるそうです。監督さんのおっしゃることはもともと、試合は人工芝であるのだから、同じコンディションのところで練習したほうが選手にはよいのです。

こうなると、菅平高原のグラウンドは個々の事業者さんのものですから、100人規模で長期宿泊をするお客さんを人工芝グラウンドを持つほかのホテルに譲るわけにはいきません。自分のグラウンドを1枚数千万円の工事費をかけて人工芝にしているのです。

顧客の囲い込みのために借金までして、よく民間感覚を持って仕事をしてほしいなんて行政の方に言いがちですが、ほかの土地にクロスカントリーコースができれば、よその土地にお客さんを取られることも想像できます。この顧客の囲い込みの感覚は、民間感覚に沿っているのではないのでしょうか。

そして、私たまに職員さんに言うんですが、行政には民間にはない行政力みたいな力があると思うので大いに発揮してほしいと。今回のクロスカントリーコースは事業化した場合、先ほど申しましたが、交付税算入率80%という非常に高い率の辺地債を予算に使えます。5,000万円の事業を実質1,000万円で行うなんてことは民間ではできません。民間感覚と行政力を上手に使った事業になると私は考えます。

しかし、今回の測量費用90万円を認めないとスケジュール的には設計ができませんから、3月の予算には当然出ないでしょう。総合整備計画は新規のものが平成29年から平成31年までで作成されると予想されますが、そこに同じ計画が載せられるとは限りません。ここに載らなければ辺地債は使えませんから、次はやらないか、町が交付税なしでやるかということになります。

もし、同じように総合整備計画に載っても、3月に測量の予算が可決されスムーズに進んでも再来年の夏のオープンとなります。行政ならではの遅さが出ます。この秋測量して、仮に3月に予算が認められて事業が始まれば、来年8月前にはオープンします。来年度の立科のグリーンシーズンの売りとなるでしょう。

また、スポーツトレーニングと観光の分離ということにもかかわってきます。女神湖周辺をのんびり散策している方には、後ろから走ってくるランナーには恐怖を覚えるというお話も伺っております。既に危険な状態であるということも耳に入ってきております。その観点では、待たなしかもしれません。トレーニング施設を用意することにより、ランナーと歩行者の事故の確率を下げ、高原の観光の安全性とのかさを確保できるようになると考えます。

そして、観光客のためだけでなく、町民の皆さまもクロスカントリーコースで健康増進、体力向上を図っていただければ計画として言うことなしではないのでしょうか。

よって、蓼科第二牧場陸上用クロスカントリーコース現地測量の90万7,200円は必

要であるとし、原案に賛成いたします。

次に、電気自動車急速充電器設置工事設計83万円、電気自動車急速充電器設置工事830万円についてですが、私が原案に賛成する根拠としまして、県が行うエコ観光地づくりモデル事業とのかかわりがあるということがあります。

この事業のリーフレットには、当町も参加している信州ビーナスライン連携協議会という取り組みを、長野県はこのモデル事業で支援するとしているからです。この中の電気自動車を活用したエコ観光地づくりモデル事業計画というものが平成28年2月15日に出されているのですが、この中でビーナスライン沿線地域をモデル地域にするとしておりまして、この事業に接点を持たないことによって、将来にわたって当町に不利益が発生することが予想されると私は考えます。

長野県が観光誘客に力を入れているのは皆さんもご存じのことで、その中の電気自動車関連については、ビーナスライン沿線地域は我が国有数のドライブルートで、動植物の鑑賞を楽しめるが、観光バスやマイカーの乗り入れ規制のないことから、将来にわたっての自然環境の保全をしながら観光客を呼び込むため、そして、電気自動車の普及を見据えて充電器設置の進んでいるこの地域を、諏訪のほうに多いとのことなんですけれども、中央自動車道から電気自動車が周遊しやすいコースとして、ビーナスライン沿線地域をモデル地域に指定しているのです。ならば立科町も急速充電器を置かなければという考えなのです。

では、現状どうなっているのか取材したところ、白樺高原において電気自動車用充電器の数は9台と聞きました。白樺湖から女神湖周辺にかけて普通充電器が7台、宿泊業の方たちが設置されているんですが、普通充電器は空っぽから満タンまで充電に11時間かかるとのことで、多くの観光客は簡単には使えません。

急速充電器は、白樺湖の茅野市側に1台、車山に1台ということで、空っぽから80%まで30分ほどで充電できるというこの機械を立科町側に1台置くことは有効であり、普通充電器を設置されている宿泊事業者さんも急速充電器が近くにあれば誘客もしやすいのではないのでしょうか。

ランニングコストが年間90万円かかる機械で利用率が高くなりにくいのですが、使っていただければ赤字は減りますし、設置予定地は蓼科牧場大駐車場ですので、待ち時間は周辺を散策していただくことが容易に想像できる。ゴンドラリフトの利用もあるかもしれません。観光の受け皿として、行政側が設置するのはある意味当然のこととも考え、民間企業ならばコストを考えてできないことでも、行政としてやってもらわなければならないのではないのでしょうか。

コストだけを見れば町民益にそぐわないかもしれませんが、何も手を打たなければ何も起こりません。信州ビーナスライン連携協議会という広域の取り組みを、地域連携がソフトアップしたものであると長野県が評価し支援するとしている、モデル地域に指定するとしている事業との接点を持たないことは、やはり将来的な不利益を町に

もたらすと私は考えます。

また、高原は雪が降りますので、9月補正は最速の対応と考えます。よって、電気自動車急速充電器設置工事設計83万円、電気自動車急速充電器設置工事830万円は、原案に賛成いたします。

続きまして、道の駅施設設備設計、設計監理測量委託料275万4,000円についてですが、町内のいわゆる里地区においての観光の拠点として、少々大げさな言い回しですが、最後の希望といえるのが道の駅構想であると私は考えます。

長きにわたり議論のあるところですが、中部横断自動車道の整備が進められている中、佐久市では大型の道の駅が建設されることになり、後出しでは当町の誘客の増進に影響は出にくいと考えております。

設計監理測量、基本構想策定はセットの予算と考えてもよいものであると私は考えます。基本構想策定に正確な費用の算出が入るわけですから、道の駅を事業化するとき、非常にスピーディーに仕事が進められることが予想できます。道の駅の是非を議論するのも有効な予算であると考えます。

佐久市が大型の道の駅をつくらないのであれば、存分に議論とデータ集めもすればよいのですが、現在スピード感を持って対応できる状態をつくっておかなければならなくなっていると考えます。道の駅がないほうが町に誘客ができ活性化するという対案が確立していない中では、スピード重視の予算でよいと考えます。

また、予算編成に地域格差をつけないことから考えても、高原にクロスカントリーコース、電気自動車急速充電器設置、里に道の駅に対しての予算と新規事業のバランスもとれています。

そして、この3つは点ではなく観光の線になっていくことも予想され、長年いわれている高原からの望月下り、佐久からの望月上りを立科回りにルート変更させることのできる可能性があることから、道の駅の是非の答えは出ていませんが、私は道の駅設備設計、設計監理測量委託料275万4,000円を、原案に賛成します。

ここから、社会文教建設常任委員会の付託案件からの賛成討論とします。

議案第63号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定は、一部法改正による条項のずれを直すものであり、対象者には影響はない。

議案第64号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、建築法の一部ほか特例を求めるための改正であり、現在、直接当町に影響のないものであり、保育士不足を補うためのものである。

議案第65号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、小中一貫の学校が国内にできてきたことから、義務教育学校という文言を追加するものであり、3件の条例制定については問題のないものとし賛成する。

続いて、議案第66号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第3号）について。

2 款総務費戸籍住民基本台帳費は、主に共同利用型コンビニ交付システムの委託料があるが、住民がコンビニエンスストアにて住民票等の発行を受けるための、広域での取り組みの中の補正の予算でした。

3 款民生費、4 款衛生費については、主に人件費と社会保障税番号システムの改修のための電算委託料の補正。

7 款土木費については、主に人件費と負担金の補正。

9 款教育費については、主に対象児童の進学に向けたアレルギー対応調理施設の設置費、神代杉枝保護の支柱の設置工事費、体育施設の修繕費、風の子広場の壊されてしまった遊具の修繕費であり、一般会計の補正予算は適正なものとし賛成する。

議案第67号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第68号 平成28年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第69号 平成28年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第70号 平成28年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算（第1号）までは、主に前年度の実績の確定による補正と人件費の補正であり賛成する。

議案第71号 平成28年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、真蒲橋かけかえの工事などに伴うものであり必要と認め賛成する。

議案第72号 平成28年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）、前年度の実績確定によるものであり、賛成する。

議案第73号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）、主に消火栓工事費と南平配水池のポンプ更新の工事などのための補正であり必要と認め賛成する。

請願第4号 蓼科高校における35人以下学級の実現を求める意見書を県知事に提出するよう求める請願は適正であるとし賛成する。

以上、社会文教建設常任委員会の付託案件については、全て適正かつ必要であるとし賛成する。

最後です。議案第74号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算の原案の立場で賛成討論をいたします。

白樺高原国際スキー場、動く歩道1基、477万5,760円、索道会計において動く歩道というものの必要性については既に認められているものであると私は考えます。

最初に導入されたのが、平成21年度、白樺高原国際スキー場にて102メートル、決算額でおよそ2,000万円の事業でした。予算の審議が行われたのが、平成20年度の3月議会、当時の総務経済委員会の記録では、短い審議の中、家族連れのお客様よりの問い合わせが多いことから、当時はスノーウォーカーという名称でしたが、その有無が誘客にかかわるとして、また、夏は撤去できることにより景観を損ねないとして認められ、設置されました。平成20年度の索道会計の経常損失は4,100万円ほどです。

次に導入されたのが、平成24年度、2 in 1 スキー場にて50メートル、735万円、同年度の9月議会の補正予算で認められました。当時の委員会の記録では、このとき

はキッズウェイという名称でしたが、採算性と必要性を委員が質問したところ、視察の結果、キッズの充実が必要という結論から今回導入したい、成功例の研修会にも職員を派遣したという答弁のもとでした。

前年、平成23年度の索道会計の経常損失は1億1,586万円ほどで、その前の年、平成22年度の経常損失は約1億3,800万円、経常損失が1億円を超える危機的な状況の中で必要であると認められたのです。この過去の導入事例から考えまして、また今回の補正予算の規模から見ても、そして現在もスキー場の誘客手段として子供用の施設の充実が有効とされている中で、何ら問題のないものであると考えます。

私たちは、昨年、3,500万円の圧雪車の購入を認め、先シーズンよりスキー場で使われています。これは老朽化に伴い、十分なゲレンデ整備ができなくなったためでした。これは滑りやすいゲレンデを常にスキーヤーに提供するためであり、スキー場の最低条件を確保するためのものです。

しかし、それだけではお客さんに来てもらえません。新しい圧雪車を買いましたので、どうぞお越しくださいは誘客にはなりません。スキー場は常に状況判断をしながら、新しい企画を起し続けなければなりません、PRもしかりです。

今回の動く歩道30メートルは、非常にすぐれた企画がセット化されているのが今までにないところであると感じています。それが民間企業の絶大な協力を得て行われている幼児向けスキースクールです。

30メートルの動く歩道を使い、白樺高原国際スキー場へのスキー客の新規獲得をするため、民間企業がリスクを冒し、白樺高原一帯への効果を考え、幼児向けスキースクールを開講するというものです。この民間企業さんの、宿泊者のみが利用できるなんていう小さな企画ではないところが、この企画のすぐれているところです。

すなわち、みんなでこの幼児向けスキースクールを有効に活用してください、お客さんを連れてきてください、みんなで白樺高原国際スキー場を盛り上げましょうということなのです。この幼児向けスキースクールをほかの宿泊業の方も、PR素材にどんどん使ってもらってよい、今シーズンのスキー場の新しい企画を自分の施設の誘客に利用してもらって構わない、こういう企画であると課の担当者から説明を受けております。

幼児向けスキースクールは収支の見通しが大変厳しいものになると予想されるそうです。それを民間企業さんのほうで負担されるということだそうです。立科町が準備するのは30メートルの動く歩道のみ、しかも毎年使用料をいただくことになっていますから、こんなにありがたい企画は世の中に存在しないと思います。

幼児は絶対に一人でスキースクールの入校に来ませんから、シビアな民間事業者さんが赤字を覚悟されてる企画、もし黒字になるとしたら、どれだけの経済効果がゲレンデに行きわたるのでしょうか、期待しかありません。

さらに、この企業さんでも宣伝を行っていただけて、みんなでPR素材にして宣伝

してもよい、常にPRがうまくないと行政に訴えている私としては、PRはしてもらえし、事業者さん個々のセンスで行われるPRから今後有効なデータが集まると予想されますし、よいことしかないと考えます。

この民間企業さんの地元への熱い思いが根底にある企画を受け入れず、無策で今シーズンを迎えることが私としては考えられませんし、一議員としてこれを上回る企画を考えることも、赤字になるとわかっている企画を民間企業と交渉することもやはり私にはできません。

子供たちの初めてのゲレンデ、大切な思い出の地が白樺高原国際スキー場になるであろう幼児向けスキースクールのために、白樺高原活性化のために、動く歩道30メートルは必要であると考えます。よって、平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算原案に賛成するものであります。

以上、原案に賛成の討論を終わります。（拍手）

議長（土屋春江君） ほかに賛成討論はありますか。3番、今井 清君。登壇の上、願います。

〈3番 今井 清君 登壇〉

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。

議案第74号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、原案に賛成の立場で討論を行います。

今回の補正では、白樺高原国際スキー場に動く歩道1基を新たに設置するものです。白樺高原国際スキー場は、スキーヤーオンリーゲレンデとして、ボードを禁止しているスキーに特化したスキー場です。現在ほとんどのスキー場がボードを許可していますので、全国でもスキーヤーオンリーの数少ないスキー場でございます。

スキーとボードでは滑る際の軌道が異なるため、多くのスキー場でスキーヤーとボーダーとの衝突事故が数多く発生しており、子供連れのお客様からは、ボード禁止で安心安全のスキー場としての人気がございます。

さて、今回計画されています動く歩道は、小さいお子様向けの初心者用として、世界で一番受けたいスキーレッスンとして人気となっているパンダルマンスキーレッスンを行うための施設でございます。

パンダルマンとはパンダとダルマをかけ合わせた造語で、パンダを丸くしたようなキャラクターがかわいいと子供たちに人気で、遊びながら自然にスキーが滑れるようになると話題のスキーレッスンでございます。苗場スキー場や軽井沢プリンスホテルスキー場などのスキー場で先行導入され、幼児レッスンとしてとても人気があり、フェイスブックでも今話題となっております。

このレッスンの特徴は、幅が広く短い専用のスキー板を使用し、人工マットを敷いた場所でもレッスンを行なえるため、雪不足でも対応可能であるところが長所となっております。

練習場には子供たちが飽きないようにさまざまな工夫を凝らした遊び道具が設置されており、伸び上がってボールをたたいたり、姿勢を低くしてトンネルをくぐったりなどのスキーに必要な動作を取り入れたレッスンで、自然とスキーの姿勢を習得できます。独自開発された教材を使って、ゲーム感覚で遊びながら上達できるのが小さなお客様のスキーデビューにおすすめのスクールとなっているのです。

特に若者のスキー離れが叫ばれる状況からすると、小さな子供たちにスキーの魅力を伝えるために初心者レッスンは欠かせません。この白樺高原国際スキー場で滑れるようになった子供たちは、このスキー場にまた来たいとリピーターになってくれると思われま。

さらに、今回はスキー場の横のホテルが出資して、レッスン資材の導入と宣伝を行います。ホテルでは設備費用と宣伝費などで年間800万円の費用負担を予定しています。宣伝はホテルが行ってくれるのです。

今、スキー場の現状は、スキー離れや雪不足などで大変厳しい状況となっているのがご承知のとおりです。過去のスキーブームの際は宣伝しなくてもお客様が大勢訪れましたが、今は宣伝してもなかなか集まらない厳しい現状でございます。そんな中、今回はホテルで集客するために、誘客宣伝の上からもお客様の確実な来場が見込めま。

平日のスキー場は周辺ホテルなどに宿泊するスキー教室の生徒がいなければ、一般のお客様が見当たらないような現状となっています。以前、このホテルが学校のスキー教室が入っていない期間に閉めていた時期がございます。このときは火の消えたように寂しい状況でした。平日は本当にまばらなお客様であったため、スキー場の営業にも大きく響いていたと思います。夜間は真っ暗で、隣の商店街にもお客様の姿を見ることはほとんどできませんでした。

今回の動く歩道は、ホテル前のなだらかな緩斜面を利用して、スキースクールの指導員もホテルが手配し管理運営するものであり、年間150万円の賃借料も索道会計に入ることになっています。今回導入しなければ、この冬のスキーシーズンに対応できないため、他のスキー場での導入が検討されることも考えられ、町にとって集客増のチャンスを失いかねません。

ホテル関係者に話を伺うと、立科町の町営スキー場は周辺のほかのスキー場と比較して設備等の面で劣っており、お客様の要望を伺うと、ほかのスキー場にご案内しなければならぬ現状であると伺いました。

今後のスキー場経営においても、ホテルとの連携が必要不可欠であり、今回導入しなければ大きなマイナス要因となり、索道事業はさらなる苦境に立たされることが考えられます。お客様に選ばれるスキー場になるためには、今回の動く歩道の設置がぜひとも必要だと私は考えます。企業との連携が鍵を握ると考えるからです。

以上の理由から、私の原案の賛成討論といたします。（拍手）

議長（土屋春江君） 傍聴者の皆様にお知らせいたします。拍手等は禁止されておりますのでしないでください。次になされた場合は退去していただきます。

次に、賛成者の討論はほかにありませんか。4番、村田桂子君。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） 4番です。

それでは、議案第74号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成討論をいたします。

この補正予算は、大きく3点の事業を行うために提案されたものです。

まず第1点は、スキー場への従業員の送迎に使われるワゴン車のレンタル料4カ月分であり、2点目としては、白樺高原国際スキー場に設置する動く歩道の購入費、3つ目は、2 in 1 管理事務所におけるポンプの更新工事の負担金であります。

今回の委員会において議論の焦点となったのは、動く歩道の設置の是非についてでした。動く歩道は、隣接する民間ホテルがキッズ用のスキースクールを設置することに伴い、これを支援するものとして、動く歩道30メートル分の設置に係る178万円を予算化するものです。駆動するベルト部分については、従来あったものを活用するというもので、駆動するためのモーターなど動力部の購入費用が予算化されました。

隣接する民間会社が設置するものは、通年型の幼児向けスキースクールユニットでパンダルマンと呼ばれています。パンダの顔をし、ダルマの体つきをしたキャラクターがシンボルです。

昨年の雪不足に学んで、雪がなくともスキーの練習ができるように、雪のないスペース、人口マットゲレンデで練習を重ね、基本的動作を学んだ後、ゲレンデに出られるように工夫されたキッズスクールのユニットです。大きさは図面から見て、幅40メートル、長さ60メートルのスペースを占有します。

民間会社がユニット導入に800万円とそれなりの投資をしてキッズスクールの生徒を募集し、監視員や指導員などを置き運営すると報告がありました。年間1,000人以上の利用を見込んでいます。

場所は国際スキー場入り口付近の噴水の少し上を予定し、ゴンドラのケーブル沿いに設置予定です。入り口付近に置くことでスキー場のにぎわいを演出することが期待でき、また、スキーの上達が図られればゴンドラやリフトの利用につながることを期待しての投資です。

昨年は雪不足もあり、スキー場も大幅な赤字となりました。このところ毎年赤字が続き、累積赤字のため残された留保金は毎年1億円ほど減少しています。そんな中で、民間会社も打開策として、雪の多い少ないにかかわらずゲレンデを利用できるキッズのスキースクール開設を決断したのだと思います。動く歩道の設置がその支援になり得ることを期待したいと思います。

ただ、町への収入として、30メートルの動く歩道の貸出料、レンタル料50万円のみを期待していますが、本来ならばゲレンデを占有する占有料としても収入確保が見込めるのではないかと思います。その説明はありませんでしたが、検討すべきと考えます。

また、せっかく通年型の設備が導入されるのであれば、そのユニットを夏場も活用できないか、その道を探ることも必要だとの意見もあります。夏場の利用には提案された場所では景観を損なうおそれもあるとの指摘もあり、位置の検討は必要だと考えます。

予算化に慎重な意見には、索道事業は毎年累積赤字が膨らみ続けていることから、全体として収入をどう確保するのか、ゴンドラやリフトの経費を賄うための全体の底上げ計画、見通しが示されないのに、投資ばかりが膨らむことに疑問の声があります。

これから地球温暖化の影響もあり、雪のない状態がさらに続くことも考えられます。例えば、ゴンドラで上まで行き、日本一長いすべり台の設置や、お花畑を整備してグリーンシーズンの利用の拡大を図ったり、町民運動会をグラウンドで開催すること、あるいは、頂上駅舎付近に展望レストランや展望カフェ、夜間の星空観察の授業など、季節を通じてゴンドラの利用客を増やす計画を早急に立てて打開していかなければと思います。成人式や敬老会での景品としても検討されたらどうでしょうか。

このたび町長は、民間の方を招いて経営危機打開の方針を早急に練り上げたいとの意向です。ぜひ議会にもその検討過程を開示して、一緒に山の振興、ゴンドラ利用の拡大に取り組みせていただきたいと思います。議会への報告の仕方もより緊密なものにしていただき、一緒に経営危機打開に知恵を出し合える関係を築いていただきたいと思います。

当局理事者への注文を付して、この動く歩道への投資が大きな実りとなって返ってくることを期待し、賛成討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

修正案に対して賛成討論のある方はいらっしゃいますか。5番、両角正芳君。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

5番（両角正芳君） 5番、両角です。

議案第74号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）について、委員会の修正動議に賛成の立場で討論いたします。

皆様ご存じのように、索道事業は毎年1億円以上の赤字を抱える中で、既に先日私も一般質問の中で申し上げましたように3億5,000万余の残りの留保資金しか残っていない中で一日も早く、索道事業全体のもの、それから観光地全体の運営、それらを網羅した全体構想を早く示していただくことが、まず一番最初の問題ではないかとい

うことを申し上げてきているわけでございます。

私、このたび、この議案第74号では、赤字経営の抜本的な改善策が示されない中で、スキー場への誘客を図る目的との理由から、民間事業者が計画提案した幼児用向けスキースクール設置の場所に動く歩道を町の負担で設置するため必要額を補正予算に計上されました。

しかしながら、設置位置がスキー場の入り口、いわゆる一番の顔でありますスキー場の入り口正面にその計画をされたこと、また、雪がなくても年間利用可能な、当然のことながらキッズスキースクールでございます。

その設置施設がスキーシーズンのみ、いわゆる約4カ月ほどの利用期間しかない、このために町の負担により、その都度設置、撤去作業の必要性が生じること等、場所の選定や費用対効果がどうなのか、検討課題が多く、まず全体構想を検討される中で、こうしたいろんな提案あるいはアイデア等を取り入れながら、全ての蓼科白樺高原の観光の活性化に向けた対策を講じるべきと私は考えます。

よって、動く歩道の設置費用を予算から削除し、事業執行に当たって必要とする額の予算計上のみとする委員会修正動議に賛成するものでございます。（拍手）

議長（土屋春江君） ほかに賛成討論ありますか。6番、村松浩喜君。

〈6番 村松 浩喜君 登壇〉

6番（村松浩喜君） 私は、先ほど総務経済常任委員長から提出された、平成28年度立科町一般会計補正予算（第3号）の修正案に対し、賛成の立場で討論いたします。

以下、主な修正の対象となった歳出の3件について申し上げます。

原案には、6款2目観光振興費に道の駅関連で次の2件が計上されておりました。

1件目は、基本構想策定で127万5,000円、2件目は、施設整備設計で275万4,000円。この道の駅の構想は、現在の農ん喜村の所在地を道の駅として登録するものです。実現すれば、全く新しく道の駅をつくる場合に比べ、非常に安い投資で全国ネットワークの観光交流拠点を手に入れることができるため、なるべく早く進めてほしい事業です。

しかし、町長、副町長、その他6名の職員からなる検討委員会を設け、今年5月27日から会議を開き、関係機関への相談等を行い、さまざまな課題を解決するためのやりとりを重ねてきたにもかかわらず、本定例会での総務経済常任委員会の議案審査まで、議会に対する進捗状況等の説明が一切ありませんでした。これではさすがに検討時間が足りず、道の駅推進派の私としても、設計予算までをも認めるわけにはまいりませんでした。

これは、5,000万円以上の支出が見込まれる事業ですので、より慎重に進めるべきと考え、基本構想策定の127万5,000円のみを残す修正案に賛成いたします。

次に、原案では6款3目での観光施設費に計上されていた蓼科第二牧場の陸上用ク

ロスカントリーコース現地測量について申し上げます。

この構想も、前に申し上げた道の駅と同じく、常任委員会の議案審査まで、議会に対する進捗状況等の説明が一切ありませんでした。今回の補正予算では、現地測量の費用が計上されていましたが、コースの位置を決め、概略図を作成した上での唐突な提案であり、補正予算を組むほどの緊急性も認められないため、これを削除する修正案に賛成いたします。

白樺高原を健康やスポーツで集客できる観光地にしたいという考えには大いに賛同できますので、もう少し慎重に計画を進めていただくことを希望します。

続いて3件目は、原案で観光施設費に計上されていた、電気自動車用の急速充電器を蓼科牧場大駐車場に設置することについて申し上げます。

この計画は、前に指摘した2件とは異なり、8月9日の議会全員協議会で事業内容の説明がありました。しかし、次の3点の理由により、この件を削除した修正案に賛成いたします。

1点目、電気自動車用の急速充電器は白樺湖と車山高原に各1台、普通充電器は白樺高原の宿泊施設に合計7台設置されており、現時点では、この地域の充電器の数は足りているのではないかということ。

2点目は、設置工事で町の一般財源から600万円ほどが支出される上、近くに設置されている急速充電器の収支を参考にすると、年間80万円ほどの赤字が見込まれること。

3点目は、急速充電器に対する国の補助金は、電気自動車の普及を後押しするために来年度以降も継続される可能性が高く、今回の補正予算に計上する緊急性が認められないこと。

以上です。

さて、ここで理事者、職員の皆さんにお願いがあります。今回修正案で削除された案件のように、多額の費用が必要であったり、その場の景観にも影響を及ぼすような新規事業の計画を進めるに当たっては、議案を上程する前に説明していただきたいと思います。

目的や着眼点、発想が非常に優れていても、議員の寝耳に水では責任ある判断ができません。さらに、年度当初ではなく補正予算であれば、補正であることの妥当性も審査する必要があります。

私は町行政の遂行に当たり、陸上競技の競歩のような取り組みを望みます。競歩は必ず片足を地面につけながら、より速く歩く競技です。この片足を地面につけることを行政に置きかえると、確実に、慎重に、説明しながらということになるのではないのでしょうか。

これらのルールを守って速く歩ける自治体行政はとてすばらしいと思います。本定例会に上程された補正予算案には、両足が地面から離れていると判断せざるを得な

いものが含まれておりました。このような場合には、心を鬼にして反則をとらざるを得ないのが、審判である議員の役目ですのでご理解いただきたいと思ひます。

これで私の賛成討論を終わります。（拍手）

議長（土屋春江君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時30分からです。

（午後3時19分 休憩）

議長（土屋春江君） ここで暫時休憩時間を10分間延ばしまして、3時40分からといたします。

再々修正を行います。暫時休憩をいたしますけれども、3時50分からということにお願いいたします。

（午後3時50分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開いたします。

日程第1 議案第61号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第62号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第63号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 立科町福祉医療費の支給に関する

条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第64号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第65号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

まず、本案に対する総務経済常任委員会から提出された修正案について、起立によって採決をします。

この修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認をお願いいたします。

着席してください。

起立多数です。したがって、総務経済常任委員会から提出された修正案は、可決されました。

次に、修正部分を除く部分について、起立によって採決します。

修正部分を除く原案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第66号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第3号）については、修正可決されました。

次に、日程第7 議案第67号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第13 議案第73号 平成28年度立科町水道事業会計補

正予算（第2号）についてまでの7件を一括採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第73号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの7件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第74号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

まず、本案に対する総務経済常任委員会から提出された修正案について、起立によって採決をします。

この修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

事務局長、確認してください。

着座してください。

起立多数です。したがって、総務経済常任委員会から提出された修正案は、可決されました。

次に、修正部分を除く部分について、起立によって採決をします。

修正部分を除く原案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認を願います。

着座願います。

起立多数です。したがって、議案第74号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）については、修正可決されました。

次に、日程第15 議案第75号 平成27年度立科町水道事業会計未処分利益余剰金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第75号 平成27年度立科町水道事業会計未処分利益余剰金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 認定第3号 平成27年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についての採決をします。

本案の採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

起立多数と認めます。よって、認定第3号 平成27年度立科町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第17 認定第4号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決をします。

本案の採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認をお願いします。

着座してください。

起立多数と認めます。よって、認定第4号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第18 認定第5号 平成27年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案の採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認をお願いいたします。

着席してください。

起立多数と認めます。よって、認定第5号 平成27年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第19 認定第6号 平成27年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案の採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

起立多数と認めます。よって、認定第6号 平成27年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第20 認定第7号 平成27年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決

算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号 平成27年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第21 認定第8号 平成27年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案の採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

起立多数と認めます。よって、認定第8号 平成27年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第22 認定第9号 平成27年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決をします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第9号 平成27年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第23 認定第10号 平成27年度立科町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案の採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

起立多数と認めます。よって、認定第10号 平成27年度立科町水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第24 認定第11号 平成27年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第11号 平成27年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第25 請願第4号 蓼科高校における35人以下学級の実現を求める意見書を県知事に提出するよう求める請願の採決をします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。よって、願第4号 蓼科高校における35人以下学級の実現を求める意見書を県知事に提出するよう求める請願は、委員長報告のとおり採択されました。

◎日程第26 同意第5号

議長（土屋春江君） 次に、日程第26 同意第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これから本件についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決をします。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認をお願いします。

着席してください。

起立多数です。したがって、同意第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎日程第27 発委第7号

議長（土屋春江君） 次に、日程第26 発委第7号 蓼科高校における35人以下学級の意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読をお願いします。青井事務局長。

議会事務局長（青井義和君） それでは、朗読をいたします。

蓼科高校における35人以下学級の実現を求める意見書

さまざまな課題を抱えた子供たちが増えていく中、一人一人に行き届いた教育を保障するため、長野県では、県予算によって2002年から段階的に小学校から30人規模学級が導入され、2013年までに全ての小中学校で30人規模学級が実現しています。

学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また定数増で教職員が子供と向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。県財政の厳しい中、国に先駆けて義務教育において少人数学級を実現したことは、県民の高く評価するところでは。

しかしながら、2013年以降、少人数学級の前進はストップし、高校は40人学級に据え置かれたままになっています。高校においても生徒の多様化が進み、少人数学級で行き届いた教育をと願う声は、保護者からも、教職員からも圧倒的で、一日も早い少人数学級編成の導入が望まれます。この4月から施行された「障害を理由とする差別の解消を推進する法律」では、個の多様性に応じた配慮をすることが求められ、一人一人のニーズに応えられる環境を整えることが義務となっています。中学校時代に特別な配慮が必要であった生徒の多くが高校に進学し、普通学級に在学していることから、行き届いた配慮をするために高校での少人数学級が急務です。

3月に公表された長野県高等学校将来像検討委員会の「長野県高等学校の望ましい将来像について」では、中山間地の高校について、「高校は地域の中心的な存在として地域の活力を維持する上で重要な存在であり、地域社会や産業の活性化のために必要性が高い公共施設である」とし、地域の協力も得ながら「存続の道」を探るべきと述べています。地域高校における少人数学級の導入は、きめ細やかな対応による教育の質の向上をもたらすとともに、学校存続にもつながるものです。他県では、地域高校や専門高校、特別な配慮を必要とする生徒を多く迎えている高校において、部分的に少人数学級の募集を行っている事例が見られます。

よって、以上の趣旨に沿って、下記について実施されるよう、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

1つ、県立高校における35人以下学級を実現してください。とりわけ地域高校である蓼科高校での先行実施をしてください。

平成28年9月20日、長野県知事、阿部守一様、長野県立科町議会議長、土屋春江。

以上です。

議長（土屋春江君） 本案について、提出者の説明を求めます。8番、森本信明君。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） 8番、森本です。

その前に、出された文書の宛て名が間違っておりますので、長野県知事安部の「安部」という字が間違っておりますので、まずもって訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありません。

蓼科高校における35人学級の実現を求める意見書については採択をいただいたことでもあります。大変ありがとうございます。

この意見書の内容については、先ほど事務局長が朗読したとおりでありますので、蓼科高校における35人以下学級の実現を求める意見書の採択を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（土屋春江君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第7号 蓼科高校における35人以下学級の実現を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 発委第8号

議長（土屋春江君） 日程第28 発委第8号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

本件については、各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第3回立科町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでございました。

（午後4時22分 閉会）